

令和5年 第10回 福岡市東区選挙管理委員会

6月1日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第48号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第49号 選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第50号 在外選挙人名簿に登録する者について

< 次 回 >

委員会 令和5年7月20日（木）午前10時00分～

議案第48号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年6月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 752人 |
| | 内訳 死亡者 | 114人 |
| | 市外転出者 | 638人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年6月1日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和5年6月1日現在 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	1	0	1	19	20	39	20	20	40
2馬出第二	0	3	3	7	9	16	7	12	19
3箱崎第一	0	1	1	11	10	21	11	11	22
4箱崎第二	0	0	0	12	8	20	12	8	20
5箱崎第三	2	0	2	8	7	15	10	7	17
6宮松第一	2	0	2	12	10	22	14	10	24
7宮松第二	4	0	4	17	14	31	21	14	35
8宮松第三	1	1	2	10	10	20	11	11	22
9松島第一	1	0	1	13	12	25	14	12	26
10松島第二	1	1	2	10	7	17	11	8	19
11名島第一	1	3	4	12	10	22	13	13	26
12名島第二	1	0	1	4	5	9	5	5	10
13千早	0	1	1	11	17	28	11	18	29
14千早西	0	0	0	5	5	10	5	5	10
15香陵	0	0	0	4	1	5	4	1	5
16香椎浜	1	1	2	1	5	6	2	6	8
17城浜	0	2	2	1	0	1	1	2	3
18舞松原第一	1	2	3	2	1	3	3	3	6
19舞松原第二	1	0	1	4	2	6	5	2	7
20若宮第一	0	1	1	3	3	6	3	4	7
21若宮第二	0	1	1	2	2	4	2	3	5
22香椎第一	2	0	2	12	10	22	14	10	24
23香椎第二	0	6	6	8	9	17	8	15	23
24香椎下原第一	2	0	2	1	1	2	3	1	4
25香椎下原第二	2	0	2	19	10	29	21	10	31
26香椎東第一	0	0	0	6	8	14	6	8	14
27香椎東第二	1	1	2	8	5	13	9	6	15
28香住ヶ丘第一	2	3	5	18	13	31	20	16	36
29香住ヶ丘第二	5	2	7	4	8	12	9	10	19
30和白第一	6	1	7	5	3	8	11	4	15
31和白第二	1	2	3	3	9	12	4	11	15
32三苦	2	2	4	7	8	15	9	10	19
33奈多第一	1	1	2	4	3	7	5	4	9
34奈多第二	0	1	1	4	7	11	4	8	12
35美和台第一	0	3	3	4	2	6	4	5	9
36美和台第二	3	5	8	3	4	7	6	9	15
37和白東第一	2	2	4	1	3	4	3	5	8
38和白東第二	0	0	0	8	3	11	8	3	11
39西戸崎第一	2	0	2	6	1	7	8	1	9
40西戸崎第二	0	1	1	0	0	0	0	1	1
41志賀第一	0	0	0	0	2	2	0	2	2
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	0	0	0	1	0	1	1	0	1
44照葉第一	0	1	1	2	1	3	2	2	4
45照葉第二	0	0	0	13	7	20	13	7	20
46多々良第一	2	3	5	24	13	37	26	16	42
47多々良第二	2	2	4	4	3	7	6	5	11
48八田	2	0	2	6	0	6	8	0	8
49青葉第一	2	3	5	2	5	7	4	8	12
50青葉第二	0	2	2	1	0	1	1	2	3
合計	56	58	114	342	296	638	398	354	752

議案第49号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年6月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- 1 登録する者の数 1,978人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和5年6月1日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条の規定による。

第二十二條（登録）

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

※ 登録月

第十九条第二項（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

※ 登録される資格を有する者

第二十一条第一項（被登録資格等）

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

Table with columns: 投票区, 令和5年5月19日現在登録者数 (男, 女, 計), 令和5年6月1日消抹 (男, 女, 計), 令和5年6月1日登録者数 (男, 女, 計), 移替 (抹消, 登録) (男, 女, 計), 令和5年6月1日現在登録者数 (男, 女, 計). Rows include districts like 馬出第一, 箱崎第一, etc., and a final 合計 row.

議案第50号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年6月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡 辺 裕 江

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和5年6月1日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六(在外選挙人名簿の登録)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

※ 前条第一項の規定

第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)

年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。